

# 一般社団法人日本女性医学学会 定款施行細則

## 第1章 会 員

### (入会の手続き)

第1条 入会しようとする者は、所定の入会申込書に氏名、所属、連絡先等の必要事項を記入し、署名捺印の上、入会金及びその年度の年会費を添えて、この法人の理事長に提出する。

### (入会金及び年会費)

第2条 この法人の正会員の入会金及び年会費は、次のとおりとする。

入会金 4,000 円

年会費 医師 10,000 円

医師以外で医療に従事する者、学部学生、他 8,000 円

ただし、名誉会員及び、各年度9月1日現在年齢満75歳以上且つ会員歴10年以上である会員の年会費は免除する。

2 この法人の賛助会員の年会費は、1口100,000円で1口以上とする。

### (年会費の免除)

第3条 理事会が必要と認めた場合は、会員に対し特定の年度の年会費を免除することができる。

### (名誉会員の選考基準)

第4条 名誉会員の称号は、年齢65歳以上の会員で、次の各号の3以上の条件を満たす者について詮衡し、授与することができる。

(1) 女性医学の進歩あるいはこの法人の発展に特に寄与した者

(2) この法人の学術集会において顕著な業績を発表した者

(3) この法人の代議員に通算15年以上就任した者

(4) この法人の理事、監事に通算6年以上就任した者

(5) この法人の幹事に通算10年以上就任した者

(6) この法人の理事長又は学術集会会長に就任した者

2 理事会は、前項に準じると認めた者について、名誉会員の称号を授与することができる。

### (名誉会員の処遇)

第5条 名誉会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状ならびに記章を贈呈し、年会費を免除する。

### (退会時の取扱い)

第6条 退会を希望する会員は、未納の年会費がある場合、すべて納入しなければ、退会届を提出することはできない。

## 第2章 代 議 員

(代議員)

第7条 この法人には、代議員選出規程に基づく数の代議員を置く。

2 代議員は就任の年の4月1日現在において満75歳未満のものであることを要する。

## 第3章 学術集会会長及び幹事

(学術集会会長等の選任)

第8条 この法人は、学術集会会長、次期学術集会会長、次々期学術集会会長(以下「学術集会会長等」という)を置くものとし、理事会の決議によって選任し、総会に報告する。

(学術集会会長等の任期)

第9条 学術集会会長等の任期は、前年度の学術集会終了の翌日から当該学術集会会長等が担当する学術集会終了の日までの1年とする。

(次期学術集会会長等の職務)

第10条 次期学術集会会長及び次々期学術集会会長は、学術集会会長を補佐する。

(幹事)

第11条 幹事は、代議員の中から理事長が推薦し、理事会の承認をもって選任される。

2 幹事は、理事長又は理事の命により会務に従事する。

3 代表幹事は、幹事会の決議によって幹事の中から選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4 理事長又は代表幹事は、必要と認めたとき、幹事会を招集し、開催する。

5 幹事の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。

## 第4章 会 議

(総会の開催手続き)

第12条 総会を招集する場合、理事長は、総会の日 の 2 週間前までに、代議員  
に対して議案等を記載した招集の通知を発しなければならない。

(理事会への立会い)

第13条 理事長は、必要がある場合には、学術集会会長、代表幹事及び事務局  
の職員その他理事以外の者を理事会に立会わせることができる。

(幹事会)

第14条 幹事会は、理事会の議決に従って会務を処理する。

## 第 5 章 学術集会・学会賞・学会奨励賞・優秀演題賞

(学術集会)

第15条 この法人は、学術集会を毎年 1 回学術集会会長が主宰して開催する。

- 2 前項の学術集会は、第\_\_回日本女性医学学会学術集会と呼称する。
- 3 学術集会は、学術集会会長が裁量する。
- 4 学術集会の会期は、原則として 3 日以内とする。
- 5 学術集会の開催地は、開催の 3 年前に理事会で決定する。

(学会賞、学会奨励賞、優秀演題賞)

第16条 この法人は、女性医学の進歩・発展に貢献する優秀な業績に対して別  
に定めるところにより学会賞、学会奨励賞及び優秀演題賞を授与するこ  
とができる。

- 2 前項の学会賞及び学会奨励賞は、理事会の承認を得て決定する。また、  
前項の優秀演題賞は、優秀演題賞選考委員会の承認を得て決定する。

## 第 6 章 機 関 誌

(機関誌)

第17条 この法人の発行する機関誌（以下「機関誌」という）の名称は、日本女  
性医学学会雑誌（The Journal of The Japan Society for Menopause and  
Women's Health）とし、年に 2 回以上発行する。

- 2 機関誌への学術論文の投稿については、別途定める学術論文投稿規定  
に従うものとする。
- 3 機関誌は、この法人のすべての会員に無償で配付する。
- 4 機関誌は、理事会で定める価格で会員以外の者に販売することができ  
る。

## 第7章 研修事業

(研修事業)

第18条 この法人は、研修事業を毎年1回以上、実行委員長が主宰して開催する。

2 前項の実行委員長は、理事会の決議によって正会員の中から選任する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第19条 この法人は、別途定める委員会設置規定に基づき、常設、特別及び臨時の3種類の委員会を設置する。

## 第9章 細則の変更

(細則の変更)

第20条 この法人がこの細則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

## 附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

改定 平成29年4月2日

改定 令和2年8月19日

改定 令和3年4月27日

改定 令和6年11月9日